

新規事業評価調書

事業名	肢体不自由者更生施設等整備事業	
所在地	大阪市住吉区大領（大阪府立急性期・総合医療センター敷地ほか）	
事業概要	目的	身体障害者を入所させ、医学的、心理的、職業的更生のための身体機能の改善や自立に向けた治療及び訓練を行い、残存機能、潜在能力の可能性を引き出し、地域・在宅への復帰を支援することを目的とする。
	内容	<p>【現況施設】 開設年月：昭和37年3月（補装具製作棟）、昭和47年1月（更生棟） 入所定員：100名（6～7名定員の居室） 構造：RC5階地下1階 延床面積：4,480㎡ （うち更生施設3,408㎡、補装具製作施設1,072㎡） 敷地面積：2,270㎡（駐車場部分（附属病院と共用）を除く） 問題点等：画一的大部屋形式の居室 電動車いす等の使用による狭隘化 重度障害者に対応できる設備の不足</p> <p>【計画施設】 入所定員：90名（個室やグループ居室、脊髄損傷者等の個人の状態に応じた居室、支援プログラムに対応した居室を整備） 構造：RC3階 延床面積：約5,300㎡（更生施設：4,500㎡、更生相談所：800㎡） 敷地面積：約5,400㎡（災害拠点病院支援施設と共用） 対応策等：個室やグループ居室等の入所者の状態に応じた居室構成 1人当たり居室面積の確保 リフターの設置等、重度障害者に対応できる設備の設置</p>
	事業費	約21億円 <想定内訳> 建物工事費20億円、機器整備関係費1億円 （建築単価 約38万円/㎡） ※用地費については、会計間の交換によるため不要（病院会計⇔一般会計）
	維持管理費	約100百万円/年（人件費を除く）
	関連事業	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉センター附属病院と急性期・総合医療センターとの統合 ⇒障害者医療リハビリテーションセンター（仮称）を府立総合医療Cに設置 病院：急性期～回復期のリハビリテーションと障害者医療の推進 更生施設：維持期の自立と社会参加支援による地域移行を担う。 災害拠点病院支援施設（仮称）の整備 ⇒災害発生時における被災者選別フロア、入院病床などの必要な施設を確保 ⇒平常時は更生施設及び病院のリハビリテーションフロアとして利用
事業手法	<ul style="list-style-type: none"> プロポーザル方式による更生施設等基本計画策定担当業者の選定 身体障害者福祉センター再編整備検討会（身障C・府立総合医療C・障害施設課・地域保健課・医療対策課・病院事業局）による関連事業内容等を検討 	

上位計画等の位置づけ	○大阪府行財政計画（案）（H13.9） 更生施設については、付属して必要となる診療機能とあわせて、今後施設のあり方を検討する。 ○大阪府衛生対策審議会答申（H14.9）府立の病院改革プログラム（H15.3） 平成19年度を目途に身体障害者福祉センター附属病院と大阪府立病院を統合し、障害者医療・リハビリテーション医療を充実し実施する。 ○大阪府障害者計画（H15.3） 地域で自立した生活を送ることができるよう、必要な訓練を行う更生施設の充実を図る。	
	<緊急性・必要性> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に身障センター附属病院と府立総合医療センターを統合 ⇒リハビリテーション医療の充実には、更生施設との連携が不可欠。 利用者ニーズの変化 ⇒障害の重度化・重複化が顕著で、施設機能としてのハードとソフトが現状ニーズと乖離。（従来の脳性麻痺者主体から脳血管障害や脊髄損傷等の中途障害者が増加） ⇒リフター等の重度障害者に対応する設備の導入が不可欠。 	
事業の進捗予定	事業段階ごとの進捗予定と効果	平成14年度 身体障害者更生施設等の基本方向策定 府立の病院改革プログラム策定 平成15年度 基本計画策定 平成16年度 基本・実施設計 平成17・18年度 本体工事
	完成予定年	平成19年3月
事業を巡る社会経済情勢	事業目的に関する諸状況	○国基準の改正（平成15年厚生労働省令改正） <ul style="list-style-type: none"> 更生施設を整備する際の施設整備基準の改正。 ⇒一人当たり居室面積の拡大（3.3㎡→6.6㎡）、廊下幅（1.8m→2.2m）など ○支援費制度への移行（平成15年身体障害者福祉法改正） <ul style="list-style-type: none"> 従来の措置制度から利用者本人がサービスを選択する支援費制度へと移行。 ⇒ニーズにマッチした施設機能と支援プログラムの提供が必要。 ○障害者の地域生活への円滑な移行 <ul style="list-style-type: none"> 円滑な地域移行のための支援プログラムや連携体制づくり。 ⇒身体障害者更生相談所との連携。（身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所を移転し、総合的な相談体制を構築していく）
	地元等の協力体制	大阪市・・・現在調整中 他の市町村・・・堺市 現在調整中（跡地等の利用問題ほか） 利用者等・・・現施設入所者からは、居室環境等の改善意見が出されている。 附属病院の統合・移転問題について一部の保護者等から現地存続の要望が出されている。

(事業名：肢体不自由者更生施設等整備事業)

事業効果の定量的分析	費用便益分析	具体的な便益内容	受益者	費用便益比	備考
				サービス利用者 ・身体障害者 及びその家族等 ・市町村等職員	
	その他の指標 (代替指標)	<ul style="list-style-type: none"> ・1人あたり居室面積の拡大 (5.9 m²⇒12.2 m²)、国基準 (3.3 m²⇒6.6 m²) ・更生施設入所期間の短縮 (2.5年⇒1.5年) ・受入れ障害者の重症度 (軽度⇒重度) ・施設利用者の自立度の向上 			
事業効果の定性的分析	安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者医療リハビリテーションセンター（仮称）の一翼を担うとともに府立総合医療Cに隣接することにより総合的な医療支援が得られる。 ○身体障害者更生相談所・知的障害者サポートセンターを移転し、こころの健康総合センターとともに障害者の相談機能を集約化することにより、障害者及び家族等の相談等に総合的に対応できる。 ○施設の耐震性が確保できる。 			
	活力	<ul style="list-style-type: none"> ○支援プログラムや設備等の充実により入所者のやる気の向上が期待できる。 ○統合後の府立総合医療センターや身体障害者更生相談所との連携により、総合的な障害者支援を行うことができ、市町村等への支援が充実することにより、障害者の自立と社会参加が促進される。 ○入所者の地域移行が促進されることにより、職員の士気の向上が期待できる。 			
	快適性	<ul style="list-style-type: none"> ○新築整備により入所者の療養環境が格段に向上する。 ⇒個室化または少人数化 ほか ○施設全体を現在の水準に合った障害者対応とすることができる。 ⇒風呂・トイレ・出入口・入所者動線の再整備など 			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者更生相談所等の併設により利用者の利便性が格段に向上する。 (施設入所希望者の相談、施設見学が同時に完結できる。) ○身体障害者更生相談所との連携により、市町村等施設職員や家族等への介護事例などの教育・研修を行うことができる。 ○テクノエイド（福祉機器・用具等）情報等が提供できる。 			

自然環境等への影響と対策	府立総合医療センター敷地等を利用するため、自然環境等の影響は特にない。
	代替案との比較検討
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○身障C附属病院と府立総合医療Cの統合（平成19年度）に合わせ更生施設を府立総合医療C隣接に移転・整備し、これまで施設・設備の老朽化により対応ができなかったニーズに対する支援プログラムを提供し、身体障害者の地域・在宅への早期移行を支援する。 1. 支援プログラムの再整備 <ul style="list-style-type: none"> ①基本的なプログラム 障害の管理・認知、自立生活技術・技能、日常生活動作、職能、地域生活の場づくり等 ②脊髄損傷者対象プログラム 障害受容、移乗動作・補助機器の操作習熟、地域移行等 ③認知障害等を併せ持つ身体障害者へのプログラム 認知障害診断評価、認知訓練、代償機能獲得、地域移行等 2. 府立急性期・総合医療センターとの連携 <ul style="list-style-type: none"> ①回復期を過ぎた患者で直ぐには地域移行できない者を更生施設に受け入れ、地域移行に向けた維持期の自立と社会参加に向けた支援を行う。 3. 身体障害者更生相談所との連携 <ul style="list-style-type: none"> ①更生相談所が行う市町村に対する指導・助言、研修等をサポートする。 ②更生施設を臨床の場として支援プログラム等を開発し、地域へフィードバック。 ③地域リハビリテーション推進機関の一翼を担う。 ○ 現施設（土地・建物）の扱い⇒授産施設（現地で民営化）、更生施設・附属病院（大阪府は売却方針、堺市と調整中）、更生相談所（府立障害者交流促進センターが活用を検討）